

## 福島市小規模事業者持続化支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の原動力となる市内の小規模事業者の活性化を図るため、市内の小規模事業者が持続的な経営に向け、経営計画に基づいて取り組む創意工夫を凝らした地道な販路開拓等に要する経費に対し、予算の範囲内で福島市小規模事業者持続化補助金を交付することについて、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる者は、市内に事業所を有する小規模事業者であって、令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金公募要領（以下「全国要領」という。）に基づく小規模事業者持続化補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

### (補助対象事業)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる事業は、全国要領に基づく補助金を受けて実施する事業の内、全国要領に定める申請受付締切が次のものとする。

- (1) 第1回受付締切分
- (2) 第2回受付締切分

### (補助金の額等)

第4条 補助金の額は、全国要領に基づく補助対象経費から全国要領に基づき交付を受けるべき補助金の額を差し引いた額に、 $1/2$ を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、125,000円を限度とする。

- 2 市区町村による創業支援等事業の支援を受けた事業者は、前項の規定にかかわらず、250,000円を限度とする。
- 3 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業を行う場合における1事業当たりの補助金の額は、1事業者あたりの補助上限額に連携小規模事業者等の数を乗じた金額とし、1,250,000円を限度とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、福島市小規模事業者持続化補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 市内に事業所があることを証明する書類
- (2) 完納証明書（市税に未納がないことの証明書（市民税課での税証明書））
- (3) 補助事業の実施状況を確認することができる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定の通知を行うとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付に係る実績報告については、第5条に規定する交付申請によりなされたものとみなす。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 全国要領に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (4) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年3月25日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。